

「東京都特定労務管理対象機関指定要綱」 提出資料

	要綱	提出書類
1 特定地域医療提供機関 (B水準)	(1)申請書(様式1)	特定地域医療提供機関 指定申請書(様式1)
	(2)労働時間短縮計画の案	医師労働時間短縮計画(案)
	(3)法第113条第1項の指定に係る業務があることを証する書類	<p>指定にかかる業務の内容が「第1号 救急医療」の場合 (様式1) 3. 記載事項をもって、医療計画等において対象医療機関の医療機能がすでに明示されている等、都が要件を確認することができれば、提出書類不要。</p> <p>指定にかかる業務の内容が「第2号 居宅等における医療」の場合 (様式1) 4. 記載事項をもって、関東信越厚生局が公開している届出受理医療機関名簿等により、都が要件を確認することができれば、提出書類不要。</p> <p>指定にかかる業務の内容が「第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療」の場合 (様式1) 5. 記載事項をもって、医療計画等において対象医療機関の医療機能がすでに明示されている等、都が要件を確認することができれば、提出書類不要。</p> <p>※業務の内容を確認するため、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。</p>
	(4)法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類	<p>追加的健康確保措置の体制整備は医療勤務環境評価センターの評価受審でも必須とされていることから、評価結果通知書をもって確認するため、提出書類不要。</p> <p>※必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。</p>
	(5)法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類(様式7)	誓約書(様式7)
	(6)法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類	医療勤務環境評価センターによる評価結果通知書
2 連携型特定地域医療提供機関 (連携B水準)	(1)申請書(様式2)	連携型特定地域医療提供機関 指定申請書(様式2)
	(2)労働時間短縮計画の案	医師労働時間短縮計画(案)
	(3)法第118条第1項の指定に係る派遣の実施に関する書類(様式6)	派遣先医療機関の一覧(様式6)
	(4)法第118条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類	追加的健康確保措置の体制整備は医療勤務環境評価センターの評価受審でも必須とされていることから、評価結果通知書をもって確認するため、提出書類不要。ただし、必要に応じて医療機関から書類を求める場合があります。
	(5)法第118条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類(様式7)	誓約書(様式7)
	(6)法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類	医療勤務環境評価センターによる評価結果通知書

	要綱	提出書類
3 技能向上集中研修機関 (C-1水準)	(1)申請書(様式3)	技能向上集中研修機関 指定申請書(様式3)
	(2)労働時間短縮計画の案	医師労働時間短縮計画(案)
	(3)法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類	C-1水準適用予定の専門研修プログラム ※臨床研修プログラムは、医政発第0612004号「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に基づき、東京都に毎年4月30日までに提出されている年次報告書により、都が要件を確認することができれば、提出書類不要。 ※業務の内容を確認するため、必要に応じて、書類を求める場合があります。
	(4)法第119条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類	追加的健康確保措置の体制整備は医療勤務環境評価センターの評価受審でも必須とされていることから、評価結果通知書をもって確認するため、提出書類不要。 ※必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。
	(5)法第119条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類(様式7)	誓約書(様式7)
	(6)法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類	医療勤務環境評価センターによる評価結果通知書
4 特定高度技能研修機関 (C-2水準)	(1)申請書(様式4)	特定高度技能研修機関 指定申請書(様式4)
	(2)労働時間短縮計画の案	医師労働時間短縮計画(案)
	(3)法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類	審査組織に申請した医療機関申請書 ※指定後すぐにC-2水準適用の該当者がいる場合には、該当者の研修技能計画書を併せて提出してください。
	(4)法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類	審査組織による医療機関の教育研修環境に関する審査結果の通知書
	(5)法第120条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類	追加的健康確保措置の体制整備は医療勤務環境評価センターの評価受審でも必須とされていることから、評価結果通知書をもって確認するため、提出書類不要。 ※必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。
	(6)法第120条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類(様式7)	誓約書(様式7)
	(7)法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類	医療勤務環境評価センターによる評価結果通知書